

中国税務 及び投資速報 (日本語要約版)

2018年07月

Contents

税務法規

1. 個人所得税

- ▶ 「中華人民共和国個人所得税法の改正案(草案)」に対するパブリックコメントの募集

2. 企業所得税

- ▶ 「企業が国外に委託する研究開発費用の割増損金算入に係る政策の問題についての通知」(財税[2018]64号) (“64号通達”)ほか

3. 増値税

- ▶ 「2018年における一部の業種の増値税未控除税額の還付に係る租税政策に関する通知」(財税[2018]70号) (“70号通達”)

4. その他

- ▶ 「企業再編の租税政策に係る通達集」

商務法規

- ▶ 「外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2018年版)」(国家発展及び改革委員会、商務部令[2018]18号) (“18号令”)ほか

EY中国では、税務・商務法規の最新状況に関するニュースレター、「中国税務及び投資速報」(中国語¹、英語²)を毎週発行しています。

2018年07月の発行状況は以下の通りです。

- | | |
|----------------|-----------|
| ▶ 2018年 07月06日 | 第2018026号 |
| ▶ 2018年 07月13日 | 第2018027号 |
| ▶ 2018年 07月20日 | 第2018028号 |
| ▶ 2018年 07月27日 | 第2018029号 |

Japan Business Servicesグループで、2018年07月発行分の中から、日系企業にとって重要性の高いと思われる税務・商務法規を選定して、「中国税務及び投資速報」の日本語要約版をお届けいたします。

¹ 「中国税務及投資法規速递」

² 「China Tax & Investment Express」

これら中国語版・英語版のニュースレターは次のサイトでご覧いただけます。

(中国語版) www.ey.com/chinese/CTIE

(英語版) www.ey.com/cn/CTIE

税務法規

1. 個人所得税

▶ 「中華人民共和国個人所得税法の改正案(草案)」に対するパブリックコメントの募集

概要

2018年6月29日に、全国人民代表大会のオフィシャルサイトで、「中華人民共和国個人所得税法の改正案(草案)」(“改正草案”)が公表され、7月28日までパブリックコメントの募集が行われた。

「改正草案」の主な内容には以下が含まれる。

居住者及び非居住者の概念

- ▶ 居住者とは、中国国内に住所があるか、或いは住所はないが、1納税年度内に中国国内に満183日居住する個人を指す。居住者は中国国内及び国外から取得する所得について、「個人所得税法」の規定に従って個人所得税を納付しなければならない。
- ▶ 非居住者とは、中国国内に住所がなく、居住もしないか、或いは住所がなく、1納税年度内に中国国内に183日未満しか居住していない個人を指す。非居住者は中国国内から取得する所得について、「個人所得税法」の規定に従って個人所得税を納付しなければならない。

簡潔に言えば、中国国内に満183日居住するか否かが、居住者か非居住者かを判断する基準となる。現行規定では、中国に住所のない個人の場合、満1年居住が居住者身分の基準となっているが、それと比べて、183日の基準は厳しいものといえる。

総合課税方式の導入

現行の個人所得税税制では、個人の所得に対する分離課税方式がとられているが、「第十三次5か年計画綱要」では、総合課税と分離課税を組み合わせた個人所得税制度を確立しなければならないとされている。そのため、「改正草案」では、給与賃金所得、労務報酬所得、原稿報酬所得、使用料所得の4つの労働性所得(“総合所得”)に対しては総合課税を実施し、統一的な超過累進税率を適用するとしている。居住者個人は年度ごとに個人所得税を計算し、非居住者個人は月ごと、或いはその都度、個人所得税を計算する。

一方、経営所得、利子・株式利子・配当所得、財産賃貸所得、財産譲渡所得、一時所得及びその他の所得については、引き続き分離課税方式を採用し、関連規定に基づき、それぞれ個人所得税を計算する。

なお、「改正草案」では、「個人経営者の生産、経営所得」が「経営所得」となり、「企業事業組織の請負経営、リース請負経営所得」はなくなった。当該所得は具体的な状況に応じて、総合所得或いは経営所得に合算される。

特別付加控除項目の創設と税率表の修正

「改正草案」では、総合所得に係る基礎控除費用の標準が5,000元/月(6万元/年)に増額されている。現行規定にある外国籍個人に適用される付加控除費用(1,300元/月)はなくなる。また、「改正草案」には、現行の基本養老保険、基本医療保険、失業保険、住宅積立金等の特別控除項目及び法により確定されるその他の控除項目に加えて、子女教育費支出、継続教育費支出、大病医療費支出、住宅ローンの利子及び住宅賃料等の特別付加控除に関する規定が新たに設けられている。

「改正草案」では、給与賃金所得に対する現行の7段階の超過累進税率を基礎として、居住者の総合所得は年度ごとに個人所得税を計算するとしている(従来は月ごとに計算)。また、非居住者個人が取得する総合所得については、税率表の金額を月ごとの金額に換算したうえで納税額を計算する。調整後、3%、10%、20%の3段階の低い税率の適用範囲が拡大され、収入の低い個人に対してはより低い税率が適用されるようになる。また、30%、35%、45%の3段階の高い税率の適用範囲は変更されない。

そのほか、「改正草案」では、「経営所得」に適用される税率表も修正されている。調整後、税率表の最高税率の適用範囲の下限は10万元から50万元に引き上げられる。

租税回避防止条項の導入

中国の国家税収を維持するとともに租税回避を防止するために、「改正草案」の第6条には租税回避防止条項が新たに設けられている。これにより、個人の不合理な商業取引の実施による不当な租税利益の獲得等の租税回避行為に対して、税務機関は合理的な方法で納税調整を行うことができるようになり、税額を追徴するほか、利息も加算される。

「公式情報」:

http://www.mof.gov.cn/zhuantihuigu/2017ysbq/mtbd2017/201703/t20170308_2552344.html

「改正草案」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.npc.gov.cn/npc/flcazqyj/2018-06/29/content_2057033.htm

2018年7月に発行した「人事及び税務速報-中国個人所得税法の改正」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[https://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/ey-human-resource-and-tax-alert-jun-2018-cn/\\$FILE/ey-human-resource-and-tax-alert-jun-2018-cn.pdf](https://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/ey-human-resource-and-tax-alert-jun-2018-cn/$FILE/ey-human-resource-and-tax-alert-jun-2018-cn.pdf)

2. 企業所得税

- ▶ 「企業が国外に委託する研究開発費用の割増損金算入に係る政策の問題についての通知」(財税[2018]64号) (“64号通達”)

概要

「企業所得税法」及び同実施条例に基づき、企業で発生する適格の研究開発費用は、実際発生額に加えて、その50%を追加で損金に算入することができる(“割増損金算入”)。

国务院の李克強総理が2018年4月25日に主催した国务院常务会议では、7つの減税措置を講じることが決定された。これには、企業が国外に研究開発を委託する場合の費用は割増損金算入を認めないという制限の取消しが含まれる。(国务院常务会议については、「中国税務及び投資速報(日本語要約版)」2018年5月号を参照。)

財政部及び国家税務総局は2018年6月25日付で、上記の研究開発費用の割増損金算入政策に関する64号通達を公布した。

下表は、64号通達と現行の企業所得税規定における研究開発費用の割増損金算入政策をまとめたものである。(表中の通達名をクリックすると、通達の全文をご覧いただけます。)

項目	国内委託研究開発	国外委託研究開発	備考
事項	企業が(国内の)外部機構または個人に研究開発を委託	企業が国外(個人を含まない)に研究開発を委託	▶ 企業とは、会計計算が健全で、実績に基づく課税が行われ、研究開発費用を正確に集計できる居住者企業を指す
控除規定	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 委託者は費用の実際発生額(即ち、委託者が受託者に実際に支払った費用)の80%をベースとして、原則として50%の割増損金算入ができる ▶ 受託者が割増損金算入をすることはできない 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 国外委託開発費用(実際発生額の80%を算入)のうち国内における適格の研究開発費用の3分の2を超えない部分について、委託者は規定に従い、原則として50%の割増損金算入ができる 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 費用の実際発生額は独立取引の原則に従って確定しなければならない ▶ 委託者と受託者に関連関係がある場合、受託者は委託者に研究開発プロジェクトの費用支出明細を提供しなければならない
契約に係る要求	研究開発の委託に係る技術開発契約は、科学技術行政主管部門で登記しなければならない(国外に委託する研究開発は、委託者が登記を行う)		技術契約の登記を行っていない場合、研究開発費用の割増損金算入政策の適用は受けられない

項目	国内委託研究開発	国外委託研究開発	備考
優遇管理	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 研究開発費用の割増損金算入政策は、企業所得税の年度確定申告の際に適用することができる ▶ 研究開発費用の割増損金算入については、届出管理を実行する。納税者は当該優遇政策の適用要件を満たすか否かを自ら判断し、関連資料を調査に備えて保管しなければならない 		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 企業が年度納税申告及び優遇適用を受ける前に、資料を提出する必要はない ▶ 企業は「改正後の『企業所得税の優遇政策事項の処理弁法』の公布に関する公告」(国家税務総局公告[2018]23号) (“23号公告”)の規定に従い、優遇の適用を受け、かつ64号通達の規定に従い、関連資料を保管しなければならない(23号公告については、「中国税務及び投資速報(日本語要約版)」2018年5月号を参照。)
事後管理			<ul style="list-style-type: none"> ▶ 税務機関は毎年の年度確定申告期間の終了後に検査を実施する。検査対象は優遇適用を受けている企業の20%以上とする ▶ 具体的な事後管理に関する要求は、各地の省レベルの税務機関が規定する

64号通達は2018年1月1日に遡及適用され、「研究開発費用の割増損金算入政策の整備に関する通知」(財税[2015]119号) (“119号通達”)の第2条にある「企業が国外の機構または個人に研究開発活動を委託し、発生する費用は、割増損金算入を認められない」という規定は同時に廃止された。

64号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.mof.gov.cn/mofhome/shuizhengsi/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201806/t20180626_2939424.html

2018年4月25日の国務院常務会議の公式情報は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.gov.cn/quowuyuan/2018-04/25/content_5285843.htm

119号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1878881/content.html>

▶ 全ての企業に適用される研究開発費用の割増損金算入割合の引上げを決定

概要

財政部、国家税務総局及び科学技術部が共同で公布した財税[2017]34号 (“34号通達”)によれば、2017年1月1日から2019年12月31日までの期間において、適格の科学技術型中小企業で発生する研究開発費用の割増損金算入割合は50%から75%に引き上げられる。

2018年7月23日に開催された国務院常務会議において、李克強総理は安定的なマクロ政策と財政・金融政策を実施し、実体経済を支えることを求めた。その中で、企業の研究開発費用の割増損金算入割合を引き上げるという政策の適用対象を、科学技術型中小企業から全ての企業に拡大することも提起された。初期的試算によれば、それによる年間の減税額は650億元となる。

財政部、国家税務総局及び科学技術部は今後、当該割増損金算入政策に関する事項について通達を公布するものと見込まれる。

国務院常務会議に関する公式ニュースは次のサイトでご覧いただけます。

http://www.gov.cn/guowuyuan/2018-07/24/content_5308679.htm

34号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201705/t20170502_2591722.html

- ▶ 「ハイテク企業及び科学技術型中小企業の欠損金繰越年限の延長に関する通知」(財税[2018]76号) (“76号通達”)

概要

「企業所得税法」に基づき、企業は納税年度に発生した欠損金を以後の年度に繰り越し、以後の年度の所得と相殺することができ、その繰越年限は最長5年とされている。

2018年4月25日の国務院常務会議で決定された7つの減税措置には、ハイテク企業及び科学技術型中小企業の欠損金の繰越年限を5年から10年に延長するという措置が含まれる。(国務院常務会議については、「中国税務及び投資速報(日本語要約版)」2018年5月号を参照。)

これを受けて、財政部及び国家税務総局が2018年7月11日付で公布した76号通達によれば、2018年1月1日から、当年度にハイテク企業¹または科学技術型中小企業²資格を有する企業は、資格を有する年度の前5か年度に発生した、まだ所得と相殺されていない欠損金を、以後の5か年度内に繰り越すことができる。言い換えれば、ハイテク企業及び科学技術型中小企業の欠損金の繰越年限は5年から10年に延長される(例えば、ハイテク企業または科学技術型中小企業で2013年に発生したが、2018年までに所得と相殺されていない欠損金があれば、当該欠損金をその後の5年間、さらに繰り越すことができる)。

¹ ハイテク企業とは、「ハイテク企業認定管理弁法」(国科発火[2016]32号) (“32号通達”)の規定に基づいて認定を受けたハイテク企業を指す。

² 科学技術型中小企業とは、「科学技術型中小企業評価弁法」(国科発政[2017]115号) (“115号通達”)の規定に従って、科学技術型中小企業の登記番号を取得した企業を指す。

76号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3578182/content.html>

2018年4月25日の国務院常務会議の公式情報は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.gov.cn/guowuyuan/2018-04/25/content_5285843.htm

32号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://nszx.hb-n-tax.gov.cn/xxgk/jcms_files/jcms1/web15/site/art/2016/10/9/art_743_33439.html

115号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.most.gov.cn/mostinfo/xinxifenlei/fqzc/gfxwj/gfxwj2017/201705/t20170510_132709.htm

3. 増値税

- ▶ 「2018年における一部の業種の増値税未控除税額の還付に係る租税政策に関する通知」(財税[2018] 70号) (“70号通達”)

概要

財政部及び国家税務総局が2018年6月27日付で公布した70号通達に基づき、一部の業種においては増値税の期末未控除税額の還付を受けることができる。

70号通達によれば、増値税の期末未控除税額の還付を受けられるのは18の業種である。これには、装備製造等の先進製造業、現代サービス業(ハイテク企業、技術先進型サービス企業、科学技術型中小企業を含む)と送電企業が含まれる。

上記の還付を受ける納税者の納税信用レベルはA級またはB級でなければならない。

納税者が所轄税務機関に期末未控除税額の還付を申請する際、当期に還付される期末未控除税額は次のように計算し、かつ納税者の2017年末の期末未控除税額を上限とする。

還付可能な期末未控除税額＝納税者が税金還付を申請する前期の期末未控除税額×還付比率

ここでいう還付比率は、税務登記日に応じて以下のように確定する。

税務登記日	還付比率
2014年12月31日以前	還付比率=2015年、2016年、2017年の3か年度に控除した増値税専用領収書(発票)、税関輸入増値税専用納付書、納税額完納証に記載された増値税額(列挙されないその他の増値税控除証憑を含まない)／同期間における全ての控除済み仕入税額
2015年1月1日以降	還付比率=実際の経営期間に控除した増値税専用領収書(発票)、税関輸入増値税専用納付書、納税額完納証に記載された増値税額／同期間における全ての控除済み仕入税額

2018年7月23日に開催された国务院常务会议では、先進製造業、現代サービス業等に係る増値税の期末未控除税額の還付を9月末までに完了させるよう促された。

70号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://hd.chinatax.gov.cn/guoshui/action/GetArticleView1.do?id=16209775&flag=1>

国务院常务会议に関する公式ニュースは次のサイトでご覧いただけます。

http://www.gov.cn/guowuyuan/2018-07/24/content_5308679.htm

4. その他

▶ 「企業再編の租税政策に係る通達集」

概要

2018年7月20日付で、財政部税政司及び国家税務総局政策法規司は、「企業再編の租税政策に係る通達集」(「通達集」)を公布した。これは、企業の再編に関わる租税政策に係る通達を、税金の種類にしたがって編集及び分類したものである。

文書名称	内容
企業所得税	
「企業の再編業務に係る企業所得税の処理に関する若干の問題についての通知」(財税[2009]59号) (“59号通達”)	59号通達は、6つの企業再編業務(合併、分割、持分買収、資産買収、債務再編、企業の法律形式の変更)に関する税務処理の指針を提供するものである。これには、再編取引がどのような場合に課税取引に該当するのか、或いは課税の繰延処理(特殊税務処理)を適用できるのかということを含む。 ただし、59号通達のいくつかの規定、例えば特殊税務処理の適用に係る最低買収持分/資産割合(75%)の要件は、「企業再編の促進に関わる企業所得税処理の問題についての通知」(財税[2014]19号)により、すでに変更されている。
「企業の清算業務に係る企業所得税の処理に関する若干の問題についての通知」(財税[2009]60号) (“60号通達”)	60号通達は、企業の清算業務に係る企業所得税の処理について規定したものである。企業が経営を継続せず、自身の業務の終了、資産の処分、債務の返済、所有者への残余財産の分配等の経済行為が発生する際の、清算所得、清算所得税、配当金の分配等の事項に対する処理について規定している。
「企業の再編業務に係る企業所得税管理弁法」(国家税務総局公告[2010]4号) (“4号公告”)	4号公告は、企業再編に関する各用語の定義及び文書に関する要求について規定したものである。 4号公告のいくつかの規定はすでに廃止されている(例えば、特殊税務処理の適用に係る審査認可の要求等)。
「企業再編の促進に関わる企業所得税処理の問題についての通知」(財税[2014]19号) (“109号通達”)	109号通達により、59号通達における特殊税務処理の適用要件が緩和され、当該処理の適用範囲が拡大された。

文書名称	内容
企業所得税	
「非貨幣性資産による投資の企業所得税政策の問題に関する通知」(財税[2014]116号) (“116号通達”)	116号通達により、それまで上海自由貿易区で適用されていた、非貨幣性資産による投資に係る企業所得税の優遇政策の適用範囲が全国に拡大された。居住者企業が非貨幣性資産をもって対外投資を行い、実現した資産の譲渡所得は、5年を超えない期間内に繰り延べて企業所得税を納付することができる。
「非貨幣性資産による投資の企業所得税に関する徴収管理問題についての通知」(国家税務総局公告[2015]33号) (“33号公告”)	33号公告は、116号通達に規定する事項の徴収管理問題についてさらに明確にしたものである。
「資産(持分)移転の企業所得税の徴収管理問題についての公告」(国家税務総局公告[2015]40号) (“40号公告”)	40号公告は、109号通達に規定する事項の徴収管理問題についてさらに明確にしたものである。
「企業の再編業務に係る企業所得税の徴収管理に関する若干の問題についての公告」(国家税務総局[2015]48号) (“48号公告”)	59号通達及び109号通達に基づき、48号公告では、企業再編の当事者が自然人である場合の処理及び特殊税務処理を適用する場合の届出等について規定している。
「全民所有制企業の会社制の体制変更に係る企業所得税の処理問題についての公告」(国家税務総局公告[2017]34号) (“34号公告”)	34号公告は、全民所有制企業の会社制の体制変更に係る企業所得税の処理について規定したものである。
増値税	
「納税者の資産再編に関わる増値税問題についての公告」(国家税務総局公告[2011]13号) (“13号公告”)	13号公告に基づき、納税者が資産再編の過程において、合併、分割、売却、交換等の方式で、全てまたは一部の現物資産及びそれと関連する債権、負債及び労働力を併せてその他の組織または個人に譲渡する場合、増値税の課税範囲に属さず、そのうちの関連する物品の譲渡は増値税の対象にならない。
「納税者の資産再編に関わる増値税問題についての公告」(国家税務総局公告[2013]66号) (“66号公告”)	66号公告は、13号公告において増値税の対象にならないとされている再編業務の範囲をより明確にしたものである。66号公告によれば、納税者が資産再編の過程において、合併、分割、売却、交換等の方式で、全てまたは一部の現物資産及びそれと関連する債権、負債を複数回にわたって譲渡した後、最終的な譲受者と労働力の受入者が同一の組織または個人である場合も13号公告の関連規定が適用される。
「営業税に代えて増値税を徴収する試験の全面実施に関する通知」(財税[2016]36号) (“36号通達”)	36号通達の規定によれば、資産再編の過程において、合併、分割、売却、交換等の方式で、全てまたは一部の現物資産及びそれと関連する債権、負債及び労働力を併せてその他の組織または個人に譲渡する場合、増値税の課税範囲に属さず、そのうちの不動産、土地使用権の譲渡行為は増値税の対象にならない。
契税	
「企業事業組織の再編の継続的な支持に係る契税政策についての通知」(財税[2018]17号) (“17号通達”)	17号通達の規定によれば、2018年1月1日から2020年12月31日まで、条件を満たす企業、事業組織の再編業務に対しては契税が免除される。
土地増値税	
「企業再編に関わる土地増値税政策の継続実施に関する通知」(財税[2018]57号) (“57号通達”)	57号通達の規定に基づき、2018年1月1日から2020年12月31日まで、条件を満たす企業、事業組織の再編業務に対しては土地増値税が免除される。
印紙税	
「企業の体制変更過程における印紙税政策に関する通知」(財税[2003]183号) (“183号通達”)	183号通達では、いくつかの企業の体制変更業務に関わる印紙税政策について規定している。

上記の税務通達における一部の内容は、後に公布された通達により、すでに変更または更新されている。「通達集」では、対応する部分を赤色で表示し、付注でその説明をしている。「通達集」の内容は、企業再編を計画している納税者に指針を提供するものとなるだろう。

「通達集」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201807/P020180720342482594154.pdf>

商務法規

- ▶ 「外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2018年版)」(国家発展及び改革委員会、商務部令[2018]18号) (“18号令”)

概要

中国のWTO加盟時の承諾を履行し、対外開放の一層の拡大を図るため、国家発展及び改革委員会と商務部は2018年6月28日付の18号令により、「外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2018年版)」(“2018ネガティブリスト”)を公布した。「2018ネガティブリスト」は、2017年6月28日に公布された「外商投資産業指導目録(2017年改正)」(“2017年目録”)の中の外商投資参入特別管理措置(外商投資参入ネガティブリスト)(即ち、「2017年目録」の中の制限類外商投資産業目録及び禁止類外商投資産業目録)に代わり、2018年7月28日から施行された。(「2017年目録」については、「中国税務及び投資速報(日本語要約版)」2017年7月号を参照。)

「2018ネガティブリスト」に含まれる特別管理措置は、「2017年目録」における63項目から48項目に減少し、行政審査認可が適用される外商投資の範囲が一層縮小した。

また、当該リストでは、22の分野について開放措置が講じられている。例えば、サービス業、製造業の開放措置には以下が含まれる。一部の分野については経過期間を設けており、当該期間の満了後に参入規制が撤廃または緩和される。

- ▶ 銀行業の外資持分比率規制の撤廃、証券会社、ファンドマネジメント会社、先物会社、生命保険会社の外資持分比率上限の51%への緩和、2021年における金融分野の全ての外資持分比率規制の撤廃

- ▶ インフラストラクチャー分野(鉄道幹線ネットワーク、送電網)、交通運輸分野(鉄道旅客運輸会社、国際海上運輸、国際船舶代理)、商貿流通分野(ガソリンスタンド、穀物の買付・卸売)の外資規制の撤廃
- ▶ 文化領域におけるインターネット接続サービスの営業場所への投資禁止規定の取消し
- ▶ 自動車業種における専用車、新エネルギー自動車の外資持分比率規制の撤廃、2022年における乗用車の外資持分比率規制及び合併企業は2社までという規制の撤廃

「2018ネガティブリスト」によれば、国外投資者は「2018ネガティブリスト」で外商投資を禁止されている分野に投資してはならず、当該リストの中の投資を禁止されていない分野に投資する場合は、外資参入許可を得なければならない。また、持分に関する要求がある分野に投資する場合は、合資、合併の形式をとらなければならない。外商投資パートナーシップ企業を設立することはできない。

また、適格の投資者がより有利な開放措置(例えば、「中国本土と香港の経済貿易緊密化協定」、「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)」等)を適用する場合は、関連の規定に従うこととなる。

「2018ネガティブリスト」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/201806/t20180628_890730.html

「2017年目録」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.nxdofcom.gov.cn/zcggjzc/3814.jhtml>

- ▶ 「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2018年版)」(国家発展及び改革委員会、商務部令[2018]19号) (“19号令”)

概要

国家発展及び改革委員会と商務部は2018年6月30日付の19号令により、「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2018年版)」(“2018自貿区ネガティブリスト”)を公布した。「2018自貿区ネガティブリスト」は国弁発[2017]51号によって公布された「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2017年版)」(“2017自貿区ネガティブリスト”)に代わり、2018年7月30日から施行された。(「2017自貿区ネガティブリスト」については、「中国税務及び投資速報(日本語要約版)」2017年6月号を参照。)

「2018自貿区ネガティブリスト」に含まれる特別管理措置は、「2017自貿区ネガティブリスト」における95項目から45項目に減少した。また、「2018自貿区ネガティブリスト」の開放度合は「2018ネガティブリスト」よりも高く、特別管理措置は3項目少ない。

また、一部の分野の外資規制も一層緩和されている。例えば、石油、天然ガスの探査、開発は、「2018ネガティブリスト」では外資、合作に限るとされているが、「2018自貿区ネガティブリスト」では、当該規制が撤廃されている。

「2018自貿区ネガティブリスト」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/201806/t20180628_890731.html

▶ 『「外商投資企業の設立及び変更の届出管理暫定弁法」の改正に関する決定(2018)」(商務部令[2018]6号) (“6号令”)

概要

外商投資企業の設立に係る届出手続きを一層整備するため、商務部は2018年6月29日付で6号令を公布し、商務部令[2017]2号によって公布された「外商投資企業の設立及び変更の届出管理暫定弁法」(“2017弁法”)を改正した。(「2017弁法」については、「中国税務及び投資速報(日本語要約版)」2017年8月号を参照。)

6号令における主な変更点は次のとおりである。

第5条第1項、第2項の改正、3項の追加(外商投資企業の設立):

外商投資企業の設立に係る届出手続きは、営業許可証の発行前または営業許可証の発行後30日以内に処理することを求められなくなり、工商及び市場監督管理部門で設立の登記をする際、併せてオンラインで届出情報を提出するように改められる。

また、第3項として、“届出機構¹は工商及び市場監督管理部門が送った届出情報を取得したときに、届出手続きを開始し、同時に投資家に通知しなければならない”という規定が追加された。

第7条(戦略投資の届出管理):

従来あった外国投資者が非外商投資の上場会社に戦略投資を行う場合の届出規定(「2017弁法」第7条第1項)と、届出完了後の情報の変更に関する規定(「2017弁法」第7条第3項)は、6号令では削除された。また、外商投資の上場会社が新たな外国投資者の戦略投資を導入する場合に必要な届出手続きの処理期限は、「2017弁法」では登記前または登記後30日以内とされていたが、証券登記決済機構での証券登記後30日以内に改められた。

第5条、第8条(企業名称の事前審査):

企業名称の事前審査手続きが取り消されたため、外商投資企業の名称の事前審査資料の提出要求、及び企業名称の事前審査手続きに関する要求が削除された。

6号令は、2018年6月30日から施行される。

¹届出機構とは、各地の商務主管部門と、自由貿易試験区、国家級経済技術開発区の関連機構を指す。

6号令の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201806/20180602761078.shtml>

2017弁法の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201707/20170702617582.shtml>

Contact

当ニュースレターの内容に関するご質問がございましたら、下記のJapan Business Servicesの担当者までご連絡いただけると幸いです。

▶ **北京**

大谷 光尋
監査
+86 10 5815 4569
mitsuhiro.otani@cn.ey.com

鍋島 正知
監査
+86 10 5815 4253
masatomo.nabeshima1@cn.ey.com

上村 希世子
税務・移転価格
+86 10 5815 2289
kiyoko.kamimura@cn.ey.com

▶ **大連**

中澤 直規
監査
+86 411 8252 8999
naoki.nakazawa@cn.ey.com

▶ **上海**

高橋 臣一
監査
+86 21 2228 2740
shinichi.takahashi@cn.ey.com

八幡 正博
監査
+86 21 2228 4652
masahiro.yawata1@cn.ey.com

鯉沼 里枝
監査
+86 21 2228 3976
rie.koinuma@cn.ey.com

星野 友子
監査
+86 21 2228 5958
tomoko.hoshino@cn.ey.com

山村 亮
監査
+86 21 2228 3239
ryo.yamamura1@cn.ey.com

江海峰

金融
+86 21 2228 2963
alex.jiang@cn.ey.com

石川 翔太

金融
+86 21 2228 4006
shota-ishikawa@cn.ey.com

坂出 加奈

税務・移転価格
+86 21 2228 2289
kana.sakaide@cn.ey.com

小島 圭介

税務
+86 21 2228 2854
keisuke.kojima@cn.ey.com

丸山 直也

法務
+86 21 2228 8346
maruyama.naoya@eychenandco.com

久保田 順一

TAS
+86 21 2228 4749
junichi.kubota@cn.ey.com

▶ **広州**

長内 幸浩

監査
+86 20 2881 2675
yukihiro.osanai@cn.ey.com

穴井 宏明

監査
+86 20 2881 2888
hiroaki.anai@cn.ey.com

石澤 晶宗

税務
+86 20 2881 2712
masamune-ishizawa@cn.ey.com

▶ **深圳**

小島 慎一
監査
+86 755 2502 5463
shinichi.kojima1@cn.ey.com

▶ **香港**

重富 由香
監査
+852 2629 3907
yuka.shigetomi@hk.ey.com

柿本 啓太

監査
+852 2846 9005
keita.kakimoto2@hk.ey.com

田所 聡史

監査
+852 2846 9623
satoshi.tadokoro@hk.ey.com

吉田 薫

監査
+852 2629 3909
kaori.yoshida@hk.ey.com

稲葉 宏和

金融
+852 2629 3046
hiroказu.inaba@hk.ey.com

▶ 東京

EY税理士法人 中国デスク

大久保 恵美子

税務

emiko.okubo@jp.ey.com

崔 虹

税務

hong.cui@jp.ey.com

新日本有限責任監査法人

マーケティング本部 海外企画部JBS

+81 3 3503 1844

関口 俊克

toshikatsu.sekiguchi@jp.ey.com

田中 勝也

katsuya.tanaka@jp.ey.com

野口 正邦

masakuni.noguchi@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、監査、税務、トランザクション及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。世界中のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮するサポートを行い、業界他社との差別化を図っております。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバーファームにより構成された国際組織を指し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っておりません。より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。
www.ey.com。

© 2018 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版權所有

APAC No. 03007154

ED None.

本配布物は参考とされることのみを目的としており、会計・税務その他の専門アドバイスとして最終決定の根拠とするものではありません。具体的な問題については、各専門家による適切なアドバイスを参照されるようお願いいたします。

ey.com/china

Follow us on WeChat

Scan the QR code and stay up to date with the latest EY news.

